

関西女子短期大学

学外実習に関する内規

養護保健学科

(学外実習の履修要件)

第1条 養護教諭二種免許状の取得に係る学外実習の履修要件は、次に掲げる条件を基準に、実習を行うために必要な学力等が総合的に備わっている者とする。

2 看護臨床実習については、実習開始前に下記の科目を単位修得していること。

「現代と法（憲法を含む）」「解剖学」「生理学」「学校保健（学校安全を含む）」「養護概論」「救急処置Ⅰ」「看護概論」「看護技術Ⅰ」

3 養護実習については、実習開始前に下記の科目を単位修得していること。

1年次秋学期までに開講される養護教諭二種免許状の取得に係る必修科目（英語コミュニケーション、スポーツ、コンピューター基礎Ⅰ・Ⅱは除く）及び「救急処置Ⅱ」「保健科指導法」

4 1年次の春学期及び秋学期、2年次の春学期のGPAが少なくとも1回は2.0以上であること。

(学外実習に関する学内授業等)

第2条 学外実習に関する学内授業（人権教育を含む）及びオリエンテーションには必ず出席しなければならない。

2 病気、その他やむをえない理由で欠席する場合は、すみやかに養護保健研究室に所定の欠席届を提出し、担当教員の指示を受けなければならない。欠席届を提出しない場合又は担当教員の指示に従わない場合は、学外実習の履修を認めない。

(学外実習の期間)

第3条 学外実習の期間は次の通りとする。

一、看護臨床実習 2週間

二、養護実習 3週間

2 実習は、大学が別に定める時期に実施しなければならない。

(学外実習の欠席)

第4条 学外実習の期間中に病気その他やむをえない理由で学外実習を欠席する場合は、事前に実習先等に申し出て許可を得なければならない。

(内規の改正)

第5条 この内規の改正は、教務委員会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1. 本内規は平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本内規は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
3. 本内規は平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
4. 本内規は平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
5. 本内規は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
6. 本内規は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
7. 本内規は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
8. 本内規は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
9. 本内規は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
10. 本内規の改正は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
11. 本内規の改正は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
12. 本内規の改正は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
13. 本内規の改正は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
14. 本内規の改正は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
15. 本内規の改正は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
16. 本内規の改正は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。